

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(當日が休息日であるときは翌日)

◇ 告 示

目 次

生活保護法による医療機関の指定

昭和四十五年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等

健康保険法による保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地の用途廃止

〃

〃

〃

都市計画の決定に係る図書の写し

土地区画整理法による換地処分

道路の位置の指定

〃

◇ 公安告示

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

道路交通の規制に関する規程の一部改正

告 示

鳥取県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年十二月十七日	吹野小児科内科医院	米子市米原七九八の二	小児科、内科	吹野淳平

鳥取県告示第二十六号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十五年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和四十五年四月上旬

二 募集人員 二〇名

鳥取県告示第二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
中尾 實	鳥取市片原町五丁目三枝荘内	鳥医第一四六六号	昭和四十四年十二月二十七日

鳥取県告示第二十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十四年十二月一日	北村 医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五の一

鳥取県告示第二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年一月七日から用途廃止した。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡西伯町大字福成字深塔山八八九ノ三番地先から	三一七・五〇	道路敷
字深塔八七八ノ一番地先まで	一〇二・四〇	"
字ウナギ田北八五九ノ一番地先	二一七・九七	"
字大石原九三三番地先から	七二・〇一	"
九四二番地先まで	一〇七・四三	"
字権現山八三三番地先	六六・〇七	水路敷
字馬ノチヨウ七九六番地先から	一七・二五	"
字カワラヒロ七七六番地先まで	一四五・七二	"
字深塔八七八ノ一番地先から	六八・一五	"
字ハン田九〇五ノ一番地先まで	一三・九七	"
字三反田八四四番地先から	五・八六	"
八四六番地先まで	二一・〇一	"
字奥堤池一、一一六番地先から	五七・〇八	"
字ウナギ田北八五六番地先	九九・六一	"
八五七番地先	七七・〇六	堤
字ウナギ田八七七ノ一番地先	一四五・一五	"
八七二ノ五番地先から	四七・四三	"
八六八ノ一番地先まで	三八・四〇	"
字ハン田九〇四番地先	一二・九九	"
字大石原九四〇番地先から	"	"
九四二番地先まで	"	"
字三反田八四一番地先から	"	"
八四七番地先まで	"	"
字ウナギ田北八五九ノ一番地先	"	"
字ハン田九〇四番地先	"	"

字中道	一一二六ノ一七六番地先から	九九・九〇	〃
〃	一一二六ノ二一七番地先から	三四三・八〇	〃
〃	一一二六ノ一八八番地先から	九八・一〇	〃
〃	一一二六ノ二五番地先から	〃	〃
〃	一一二〇番地先	〃	〃

鳥取県告示第三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年一月八日から用途廃止した。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市松原字西前田	〇五番地先から	九四・〇〇	道路敷
〃	〇五ノ二番地先まで	〃	〃
〃	〇一ノ四番地先から	八八・八〇	〃
〃	〇八ノ七番地先まで	〃	〃
〃	〇一ノ一番地先から	九四・〇〇	水路敷
〃	〇八番地先まで	〃	〃

鳥取県告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、関金町長から倉吉都市計画公園の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画の種類及び名称
- 倉吉都市計画公園第五号公園関金一号公園
- 二 都市計画を定めた土地の区域
- 東伯郡関金町大字関金宿字堤谷
- 三 関係図書の写しの縦覧場所
- 鳥取市東町一丁目二二〇
- 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三十四号

米子市上栗島団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十四年十二月二十七日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年一月十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市夜見町 字新開二九二〇	鳥取市岩吉字北本田一七六ノ一地先 農道の一部	幅員 五・〇〇 メートル
福光 市郎	一七七ノ一	延長 五五・〇〇 メートル
"	一七八ノ一	"
"	一七六ノ一地先 水路の一部	"
"	一七七ノ一	"
"	一七八ノ一	"
"	一七六ノ二	"

鳥取県告示第三十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年一月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原 一丁目一〇七	鳥取市杉崎字土居ノ下五五〇ノ五	幅員 四・〇〇 メートル
有限会社 湖南開発	"	五五〇ノ七
"	"	五五〇ノ八
代表取締役 森岡祐太良	"	五五一ノ三
"	"	延長 五九〇・四〇 メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年一月十六日から施行する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

"	五五一ノ八
"	五五二ノ三
"	五五二ノ五
"	五五二ノ六
"	五五二ノ八
"	五五三ノ三
"	五五三ノ六
"	五五三ノ三地先農道
"	五五三ノ六
"	字下赤石五五四ノ三
"	五五四ノ六
"	五五四ノ三地先水路
"	五五四ノ六

表中

十四	米子市西福原四六一番四先交差点 (十字路)	定周期式(一段式)	を
十四	米子市西福原四六一番四先交差点 (十字路)	定周期式(多段式)	に、
六十三	西伯郡淀江町大字淀江九八三番一 先交差点(四差路)	定周期式(一段式)	を
六十三	西伯郡淀江町大字淀江九八三番一 先交差点(四差路)	定周期式(一段式)	に改める。
六十四	米子市桃町二丁目九一番先交差点 (五差路)	定周期式(多段式)	

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十五年一月十六日から施行する。

昭和四十五年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第二の二中10を11とし、3から9までを1ずつ繰り下げ、2を次のように改める。

- 3 市道加茂 法勝寺町無番土橋 東詰から東倉吉町 二九〇 土橋方向 車両(軽川筋線 無番旭橋東詰まで) 方向 車両を除く。
- 別表第二の二中1の次に2として次のように加える。

- 2 市道称名 角盤町一丁目一七 寺前通り 〇番先から同地内 一四〇 菊屋別館 線 間 〇番先までの 方向から 車両 間 桃町方向
- 別表第五の二の7を次のように改める。

- 7 〃 二丁目九一番先交差点 四 信号機設置

別表第五の九中24を削り、25から39までを1ずつ繰り上げる。

別表第七の一の(一)の2中「市道上ノ丁線」を「市道湯所上ノ丁線」に改める。

別表第七の一の(二)中1及び2を次のように改める。

- 1 県道福成戸上米子線 車尾地内旧日野橋西詰から同地内一、三三五番三先までの間
- 2 一般国道九号 車尾一、三三五番三先から西福原四六三番一先までの間

別表第十の二中15を削り、16を次のように改める。

- 15 富士見町二丁目二四番一先 米子市消防署横

別表第十の二中17を16とし、18を17とし、19及び20を削り、21から98までをろずつ繰り上げる。

別表第十の八中55を削り、56を55とする。

別表第十の九中8及び9を削り、10から23までを2ずつ繰り上げる。

別表第十一の二の1を次のように改める。

- 1 一般国道 熊党三三〇番九先か 車両(二輪 九号 先までの間 及び軽車両 終日 を除く。)

別表第十一の二中2を削り、3から12までを1ずつ繰り上げ、11の次に12として次のように加える。

- 12 県道福成 車尾一八六番四先か 戸上米子 同地内一、三三五番三先までの間 四〇〇

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】